

2019年度

大阪いずみ市民生活協同組合

「とまとちゃん福祉基金」支援事業 募集要項

申請期間（B・Cコースは随時募集）

2018年9月24日（月・祝）～2018年11月30日（金）まで

対象エリア：東大阪市、八尾市、藤井寺市、柏原市、松原市、羽曳野市、富田林市、  
大阪狭山市、河内長野市、堺市、高石市、泉大津市、和泉市、岸和田市、  
貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、太子町、河南町、忠岡町、熊取町、  
田尻町、岬町、千早赤阪村



**【問い合わせ先】**

大阪いずみ市民生活協同組合 機関運営部 豊かな暮らし創造グループ  
とまとちゃん福祉基金担当（加藤・増田）

〒590-0075 大阪府堺市堺区南花田口町 2-2-15

TEL：072-232-5029

FAX：072-225-2517

E-mail：tomato-kikin@izumi.coop

（※土曜・日曜を除く 9：00～17：00）

## 1. 目的

いずみ市民生協は、組合員、お取引先、地域のみなさまのご協力と善意を受けて、未来を担うすべての子どもたちと地域福祉のための「とまとちゃん福祉基金」を創設しました。子どもを中心とした生活困窮の改善に寄与することを目的として、子どもたちを支援する地域での活動が広がり、継続できるように、活動の経費の一部を支援します。

## 2. 対象期間

2019年4月1日から2020年3月31日までに実施する活動が対象です。

## 3. 対象となる活動

支援対象団体が、おおむね18歳以下の子どもたちを支援するため主体的に実施する以下の活動とします。

**Aコース** 子どもの居場所づくり活動（おおむね月1回以上開催する活動）

**Bコース** 子どもの生活・教育支援活動（単発の活動も可）

子ども、子育て親子を対象とした健康管理、生活・教育（学習）、学業用品支援活動。

**Cコース** 子どもの居場所のための資金づくり活動

子どもの居場所づくりなど地域福祉活動への寄付を目的として行われる、フードドライブや書き損じはがきなどの有価物収集の活動。

## 4. 対象となる団体

以下の要件に該当する団体とします。

- (1) いずみ市民生協の活動エリア内に主な活動拠点をもつこと。
- (2) 2名以上で構成されること。（ボランティアグループ、NPO法人、任意団体など。）
- (3) 営利を目的とした活動を行っていないこと。
- (4) 特定の政党、または特定の宗教のための活動を目的としないこと。
- (5) 大阪府暴力団排除条例に規定する暴力団、その他の反社会的勢力にかかわりがないこと。
- (6) いずみ市民生協が主催する支援団体活動報告・交流会へ参加すること。

### <事業の要件>

以下のすべてを満たす活動を対象とします。

- ・ いずみ市民生協の活動エリア内で実施すること。
- ・ 宣伝、売名目的の活動、その他公序良俗に反するなど、対象事業として適当でない活動を行わないこと。
- ・ 衛生面や安全面に十分配慮すること。
- ・ 食事を調理し提供する場合は、活動実施場所の設備について、保健所や食品衛生責任者の指導や助言を適宜得ること。
- ・ 子どもやボランティアなど参加者の安全に努めること。また、ボランティア保険に加入するなどの措置を講ずること。
- ・ 期日までに「活動および会計報告書」が提出できること。

## 5. 支援対象期間

2019年4月1日（月）～2020年3月31日（月）

## 6. コース別 申請の要件・1団体あたりの年間支援上限金額・回数、支援対象となる経費、申請受付期間、採否通知

支援対象の活動に直接必要となる経費で、支援対象期間中（2019年4月1日～2020年3月31日）に支出が完了するものに限ります。支援金は、2018年7月末時点のとまちゃん福祉基金3,092万円より、総額1,100万円を上限として支援します。

A・B・Cいずれのコースも重複して申請することができます。申請する活動ごとに申請書を作成し、ご提出ください。

※ 支援する経費は、すべて実費精算となります。

以下に該当する費用は対象外とします。

ア. すでに完了した活動にかかった経費

イ. 他団体から、すでに支援・助成等されている経費

ウ. 当該活動と関係が明確でない経費

例：自宅やほかの事業にと併用する事務所などの利用料、備品および個人から借用した車両や機器に対する謝金や、光熱水費、給料、各種手当、社会保険料その他団体の構成員にかかるもの。

エ. カメラやビデオ、パソコンなど、申請活動以外にも利用する備品購入費

### Aコース

#### <申請の要件>

- ・ 支援事業募集説明会に参加すること。
- ・ 市町村担当部署・市町村社会福祉協議会のいずれかの推薦があること。
- ・ おおむね月1回以上開催する居場所づくり活動
- ・ いずみ市民生協より食材寄付を受けていない団体

#### <支援上限金額・回数および支援総額>

支援上限金額	支援上限回数	総額
30万円／年 ※ 下記対象となる経費①～⑤を重点となるように申請してください。	1回限り	800万円以内

#### <対象となる経費とその例>

- ①食材費 子どもの居場所の参加者に提供する食材料費など。
- ②体験活動費 子どもたちの体験活動に必要な費用。  
子どもたちの交通費や備品レンタル費、体験活動の会場費など。

③学習教材費	参考書や活動に必要な教材費用など。
④保険料	ボランティア保険料、行事保険料など。
⑤受講・検査費用	食品衛生責任者講習料、検便検査費用。
⑥備品・消耗品費	①～⑤以外の備品・消耗品購入費。
⑦燃料費	食材の運搬など必要なガソリン代など。
⑧会場費	活動の会場となる施設の使用料。
⑨謝金	ボランティアや外部講師の謝金、交通費など。
⑩印刷費	チラシなどの印刷費用など。

### <申請受付期間>

2018年9月24日（月・祝）～2018年11月30日（金）

### <スケジュール>

・ 受付開始	2018年9月24日（月・祝）
・ 説明会（参加必須）	①10月12日（金）堺東生協ホール(堺市) ②10月16日（火）夢広場大会議室(東大阪市) ③10月24日（水）浪切ホール研修室2(岸和田市) ④11月9日（金）堺東生協ホール(堺市)
・ 受付締切	11月30日（金）必着
・ 個別懇談	12月頃
・ 諮問委員会、理事会による審査	12月～2019年2月
・ 採否通知・支援金振込（予定）	2019年2月下旬
・ 支援団体活動報告・交流会（参加必須）	9月頃

### <個別懇談>

申請書が提出された後、とまとちゃん福祉基金事務局との個別懇談により、活動の目的・内容、支援金の使途などを確認します。2018年度から継続して申請される団体は、実施状況も確認します。

## **Bコース**

### <申請の要件>

- ・ 学校の教職員組織や児童相談所、保健所、学校などの関係行政機関と連携した（民生委員・児童委員など含む）活動の内、公的支援で費用がまかなえないもの。  
例：子どもの生活改善や学習支援などに関する講習会、学業用品など

<支援上限金額・回数および支援総額>

支援上限金額	支援上限回数	総額
6万円／年 ※ 複数の団体が連携して活動を行う場合、 代表して1つの団体に支援します。	6万円×1回／年 もしくは 3万円×2回／年	200万円以内

<対象となる経費とその例>

- ①食材費 子どもの居場所の参加者に提供する食材料費など。
- ②体験活動費 子どもたちの体験活動に必要な費用。  
子どもたちの交通費や備品レンタル費、体験活動の会場費など。
- ③学習教材費 参考書や活動に必要な教材費用など。
- ④保険料 ボランティア保険料、行事保険料など。
- ⑤受講・検査費用 食品衛生責任者講習料、検便検査費用。
- ⑥備品・消耗品費 ①～⑤以外の備品・消耗品購入費。
- ⑦燃料費 食材の運搬など必要なガソリン代など。
- ⑧会場費 活動の会場となる施設の使用料。
- ⑨謝金 ボランティアや外部講師の謝金、交通費など。
- ⑩印刷費 チラシなどの印刷費用など。

<申請受付期間>

2018年9月24日（月・祝）より随時募集

※ 2019年9月30日（月）または支援金額の総額に達し次第、募集終了

<採否通知・支援金振込>

- ・ 11月30日（金）までに受付：2019年2月下旬（予定）
- ・ それ以降受付：受付後3か月程度

**Cコース**

<申請の要件>

- ・ 市町村担当部署・市町村社会福祉協議会のいずれかの推薦があること。または、生協とかかわりのある団体であること。
- ・ 活動で集まった寄付を、子どもの居場所づくりなど地域福祉活動に役立てること。

<支援上限金額・回数および支援総額>

支援上限金額	支援上限回数	総額
5万円／回	3回／年	100万円以内

### <対象となる経費とその例>

- |          |  |
|----------|--|
| ①食材費     | 子どもの居場所の参加者に提供する食材料費など。                            |
| ②体験活動費   | 子どもたちの体験活動に必要な費用。<br>子どもたちの交通費や備品レンタル費、体験活動の会場費など。 |
| ③保険料     | ボランティア保険料、行事保険料など。                                 |
| ④備品・消耗品費 | ①～③以外の備品・消耗品購入費。                                   |
| ⑤燃料費     | 食材の運搬など必要なガソリン代など。                                 |
| ⑥会場費     | 活動の会場となる施設の使用料。                                    |
| ⑦謝金      | ボランティアや外部講師の謝金、交通費など。                              |
| ⑧印刷費     | チラシなどの印刷費用など。                                      |

### <申請受付期間>

2018年9月24日（月・祝）より随時募集

※ 2019年9月30日（月）または支援金額の総額に達し次第、募集終了

### <採否通知・支援金振込>

- ・ 11月30日（金）までに受付：2019年2月下旬（予定）
- ・ それ以降受付：受付後3か月程度

## 7. 応募方法

支援金を希望する団体は、所定の「とまとちゃん福祉基金 支援申請書」に必要事項を記入・捺印し、添付書類を同封していずみ市民生協へ提出するものとします。

申請に必要な書類は、いずみ市民生協のホームページよりダウンロードしてください。

<http://www.izumi.coop/activity/life/hukusikikin/siennkin-bosyu.html>



## 8. 審査および決定

期限までに提出された書類および聞き取り内容をもとに、とまとちゃん福祉基金諮問委員会の助言を得て公平に審査を行います。活動内容および地域のバランスなどを考慮し、予算の範囲内で支援団体および金額を決定します。

※ 審査の結果、不採用または減額となる場合もあります。

### 審査のポイント

- |          |  |
|----------|--|
| ① 適格性    | 活動が募集事業として趣旨が合致している。                               |
| ② 必要性    | 地域の課題と活動内容が一致し、地域や対象者のくらしの改善につながる。                 |
| ③ 継続性    | 今後もいずみ市民生協の活動エリア内でとりくみの継続が見込める。                    |
| ④ 実現性    | スケジュールが具体的で、実現可能な計画になっている。                         |
| ⑤ 収支の妥当性 | 収支計画が具体的・妥当である。<br>他団体からの助成金や募金収入など自主財源の確保につとめている。 |

### ＜支援が決定したら＞

- ・ いずみ市民生協の広報誌やホームページで、団体の情報（名称、実施場所、とりくみ内容など）を公開します。活動の進捗状況の報告や取材にご協力ください。
- ・ 申請時、報告書提出時に追加の書類提出の依頼や、いずみ市民生協との打ち合わせなどが発生する場合があります。

## 9. 計画変更

支援金を受けた団体は、以下のような変更が生じた場合、速やかにその理由および状況をいずみ市民生協に報告し、変更届を提出してください。

- (1) 申請内容または金額の変更をする場合。
- (2) 支援金対象活動が予定の期間内に完了しない場合。
- (3) 活動の遂行が困難になった場合。

## 10. 報告書の提出

支援金を受けた団体は、活動を行った月の翌月 15 日までに月次報告書をご提出ください。また、当該年度の活動が完了したとき（中止または廃止した場合を含む）は、終了後 1 か月または翌年度の 4 月 30 日のいずれか早い日までに、領収書・レシートのコピーなど発生経費と使途が確認できる資料を添付して「活動報告書」を提出します。領収書・レシートは発行者（店舗など）の印字・押印および日付があるものに限りです。

いずみ市民生協が必要であると認めるときは、支援団体に対して、活動の遂行状況および会計に関して報告を求め、実地調査を行うものとします。また「活動報告書」の記載内容を、いずみ市民生協のホームページに掲載します。

## 11. 支援の取り消し

いずみ市民生協は、支援団体が以下のいずれかに該当すると認める場合は、支援決定を取り消すことができます。また、支援決定の取り消しにより、支援団体に生じたいかなる損害に対しても、賠償の責を負いません。

- (1) 支援金を事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした、または活動の施行に不正があったとき。
- (3) 運営規約、拠出要項、募集要項に違反したとき。

## 12. 支援金の返還

いずみ市民生協は、支援決定を取り消した場合、また、支援金に残額が生じた場合は、期日を定めて支援金の返還を求めます。

### 13. 問い合わせ先

大阪いずみ市民生活協同組合 機関運営部

豊かな暮らし創造グループ とまとちゃん福祉基金担当（加藤・増田）

〒590-0075 大阪府堺市堺区南花田口町 2-2-15

TEL : 072-232-5029 FAX : 072-225-2517

E-mail : tomato-kikin@izumi.coop

（※土曜・日曜を除く 9 : 00～17 : 00）

※郵送する際、封筒の表書きに申請書類と明記してください。

### 14. 個人情報の取り扱いについて

とまとちゃん福祉基金のとりくみで取得する個人情報は、以下の目的に限り利用します。

- ・ 支援案件に対する審査および支援実施
- ・ 支援決定後の手続きなどの連絡
- ・ 交流会などの案内
- ・ いずみ市民生協内の管理業務